

# 令和２年度 基本評価における一次政策評価の実施方針

## 1 趣旨

北海道政策評価条例（平成１４年北海道条例第１号）第５条第１項の規定に基づき、知事部局が行う令和２年度基本評価（施策評価及び事務事業評価）に関する実施方針を定める。

## 2 基本的な考え方

令和２年度政策評価基本方針第２の１（４）及び（５）の規定により、基本評価（施策評価及び事務事業評価）における一次政策評価を実施する。

なお、評価に当たっては、北海道総合計画（以下、「総合計画」という。）に掲げる政策目標の実現に向けて、施策評価と事務事業評価を一体的に実施するものとする。

## 3 評価の対象

### (1) 施策評価

総合計画の政策体系に沿って整理した施策とする。

### (2) 事務事業評価

令和２年４月１日現在で令和２年度予算に計上されている事業（以下「予算事業」という。）及び職員配置の基礎となっている分掌事務のうち３（１）で定める施策を構成し、改善等を要する事務事業とする。

## 4 評価の単位

### (1) 施策評価

目標管理型行政運営システム実施要綱に基づき、総合計画の政策体系に沿って整理された部等ごとに運用される施策を単位とする。

### (2) 事務事業評価

総合計画の政策体系に沿って整理された部等ごとに運用される施策を構成する予算事業及び事務事業を単位とする。

## 5 評価の視点

### (1) 施策評価

#### ア 施策目標の達成状況

施策目標の達成状況や達成する上での課題など、道政上の課題への対応

#### イ 施策間の連携状況等

関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、行政サービスの質の維持向上への対応

#### ウ 施策の緊急性、優先性

社会経済情勢の変化や道民の要請等を踏まえた緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応

## (2) 事務事業評価

### ア 事務事業の有効性

施策の目標達成状況、国・市町村・民間との役割分担、緊急性・優先性など

### イ 事務事業のコスト

施策水準の妥当性、対象・手段、効果的・効率的な予算執行など

### ウ 事務事業の執行体制

執行体制の簡素化・効率化、関連事務との集約化など

## 6 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、令和2年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

## 7 評価の実施方法

### (1) 基本評価調書の作成等

各部局は、別に定めるマニュアルにより基本評価調書（以下「評価調書」という。）を作成し、別に定める期日までに総合政策部政策局計画推進課に提出する。

### (2) 留意すべき点検事項

事務事業については、上記5（2）により点検・検証を実施するほか、特に次の事項についても点検・検証を実施する。

#### ア 前年度に二次政策評価意見を付した事務事業

前年度二次政策評価意見への対応状況や改善状況、意見内容に即した推進状況などを点検する。

#### イ 行財政運営方針の行政改革の取組の推進事項に係る事務事業

「業務改革工程表」の年度計画に沿った取組が行われているか点検する。

## 8 留意事項

(1) 評価調書の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とすること。

(2) 評価に当たっては、企画・予算・人事の各部門が連携を強化して実施すること。

(3) 評価の時点以降において、施策及び事務事業の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部政策局計画推進課と協議すること。

## 9 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。